

守屋家資料の秋田藩「土居崩」文書 —城郭修補申請に係る史料の分析と考察—

黒川 陽介*

はじめに

当館所蔵の守屋家資料は、保呂羽山の波宇志別神社（現・秋田県横手市大森町）で別当を務めていた守屋家にかつて伝来していた資料である¹⁾。この中には、守屋家と直接関係があったとは考えられない、秋田藩の藩政に関わる資料も相当数含まれている²⁾。その代表例が各種絵図類や、城郭修補に関する文書等である。

筆者は以前、守屋家資料所収の城郭修補願絵図を整理し、その様式の特徴や変遷に関する分析を試みた³⁾。絵図自体の変遷については一定の傾向を把握することはできたものの、関連史料を活用した分析の必要性も痛感させられた。守屋家資料には、土居（土墨）損壊に関する記録や城郭修補申請に係る文書類も多数含まれており、これらを「土居崩」文書と総称している。本稿では、その「土居崩」文書を取り上げていきたい。

「土居崩」文書については、昭和56年（1981）に当館収蔵資料目録が刊行された際に既にその存在が指摘されていたものの⁴⁾、これまでほとんど研究対象となることはなかった。城郭修補という分野自体があまり関心を集めてこなかったことも大きな要因の一つではあるが、多くの文書には発行年代や宛所が明記されておらず、断片的な「土居損壊の記録」というだけでは史料価値を見出しにくかったということも少なからず影響していたと思われる。

そこで本稿執筆にあたり、「土居崩」文書の再整理と調査を実施してみた。その結果をもとに「土居崩」文書をいくつかの史料様式に分類し、各様式の史料がいかなる用途のために作成された文書であるのか、分析と考察を進めたい。

1 「土居崩」文書の概要と主な様式

守屋家資料の中に見られるいわゆる「土居崩」文書は、現時点で117点確認できる。この「土居崩」

文書に関する情報を一覧にまとめたものが表1である。先述の通り発行年代を特定できないものが大半であるため、一覧表では守屋家資料整理番号（下4桁）の順番に史料情報を掲載した。

「土居崩」文書の中には、共通の様式で作成されたものが多く見受けられる。特に代表的な様式を5種類確認できたため、該当する史料をそれぞれ様式A～Eに分類した。一覧表の右側の欄に付けたA～Eの記号が、それぞれの史料の様式に該当する。

以下、様式ごとに史料の例を掲載し、その内容や特色を紹介したい。

(1) 様式A

最初に紹介するのが、享保8年（1723）のものと考えられる「佐竹右京大夫願書下書」（3101号文書）である。

【3101号】

出羽国秋田居城当六月中甚雨付而、土居所々崩候、依之如元築直申度奉願候、委細注絵図差上申候、上所

(享保八年)	御名
十一月朔日	御名乗御居判
水野和泉守様	
安藤対馬守様	
松平左近将監様	

人々御中

この文書には発行年は記されていないが、折紙に仕立てられた用紙の表面右下には「享保八 御願書御居城」と書かれた小さな貼紙があるため、発行年を享保8年とした。差出人が「御名 御名乗御居判」とあることから下書になるが、実際の発給文書には藩主の名前が記され花押も据えられていたと考えられる。ちなみに当時の秋田藩主は5代藩主佐竹義峰である。宛所の水野和泉守（忠元・忠之）、安藤対馬守（信友）、松平左近将監

*秋田県立博物館

表1 守屋家資料(秋田県立博物館所蔵)所収の「土居崩」文書一覧

(凡例)

- ・一覧表の「整理番号」は、守屋家資料整理番号の下4桁の数字のみを記載した。なお、整理番号の上3桁はいずれも357番であるため(例:357-3098号)、ここでは記載を省略した。また、同じ整理番号の封筒に2点以上の史料が収められている場合は、枝番となる数字を右隣に付けた。
- ・土居損壊に関する同一の案件を取り扱ったものと推測される史料が、合計で17組確認できる。この情報を示したものが、一覧表の「同一案件」の欄に記したア～チの記号である。例えば、アの記号を付けた3099号・3101号文書は、いずれも久保田城で発生した同一の土居損壊の事案を取り扱った史料であると考えられる。

整理番号	登録史料名	対象城郭	年	月	日	差出人	宛所	同一案件	様式分類
3098	佐竹右京大夫願書	久保田城	享保3	5		佐竹右京大夫			B'
3099	佐竹右京大夫願書下書	久保田城	(享保8)	11	1	(御名乗御居判)	戸田山城守	ア	A
3100	佐竹右京大夫願書	久保田城	享保8	9		佐竹右京大夫			B'
3101	佐竹右京大夫願書下書	久保田城	(享保8)	11	1	(御名乗御居判)	水野和泉守 安藤対馬守 松平左近将監	ア	A
3102	江戸家老申達書	久保田城 横手城	(延享3)	12	3	向飛驒 今宮大学	大越甚右衛門 小田野齋 渋江内膳 山方内匠	イ	
3103	城破損届書	久保田城	寛政5	11		平山文市郎 岡崎喜左衛門			
3104	城破損届書	久保田城?	寛政6	10	26	杉山七右衛門 岡崎喜左衛門			
3105	佐竹右京大夫願書	久保田城	(文政12)	3	16	佐竹右京大夫			B
3106	佐竹右京大夫願書	大館城	享保8	9		佐竹右京大夫			B'
3107	浅野作右衛門届書	大館城	宝暦7	8	5	浅野作右衛門			
3108	境目奉行申達書	大館城	(文化12?)	10		境目奉行		ウ	D
3109	境目奉行届書	大館城	(文化12?)	10		境目奉行		ウ	E
3110	境目奉行届書	大館城	(文化12?)	10		境目奉行		ウ	C
3111 1	佐竹石見届書	大館城	(文政5)	8		佐竹石見	境目方	エ	
3111 2	土居崩取調覚	大館城	(文政5)	8				エ	
3111 3	佐竹石見届書添書	大館城	(文政5)	8	29	太縄安太郎 豊田平五郎	(境目奉行)	エ	
3112	境目奉行届書	久保田城		11		境目奉行			D
3113	境目奉行届書	久保田城		6		境目奉行			D
3114	境目奉行届書	久保田城		8		境目奉行			E
3115	佐竹右京大夫願書下書	久保田城	(寛政4)	7		(御名無御判)		オ	B
3116	佐竹右京大夫願書下書	久保田城	(寛政4)	7		(御名無御判)		オ	B
3117	境目奉行届書	久保田城	(寛政4)	7		境目奉行		オ	C *1
3118	境目奉行届書	久保田城	(寛政4)	7		境目奉行		オ	C
3119	境目奉行届書	久保田城		7		境目奉行			D
3120	佐竹右京大夫願書	大館城		8		佐竹右京大夫			B
3121	境目奉行届書	久保田城		8		境目奉行			C
3122	境目奉行届書	久保田城	(文化元)	8		境目奉行		カ	C *2
3123	境目奉行申達書	久保田城	(文化元?)	8		境目奉行		カ	D
3124	境目奉行申達書	久保田城	(文化元?)	8		境目奉行		カ	D
3125	境目奉行届書下書	久保田城		10		境目奉行		キ	C *3
3126	(佐竹右京大夫)願書下書	久保田城		10		(御名)		キ	B
3127	境目奉行申達書	久保田城		10		境目奉行		キ	D

整理 番号	登録史料名	対象城郭	年	月	日	差出人	宛所	同一 案件	様式 分類
3128	佐竹右京大夫願書	久保田城		10		佐竹右京大夫			B
3129	1 於江戸御用人共指出候覚書 写		延享3	12	3	信太弥右衛門 井口長七郎 野内忠兵衛		イ	
3129	2 (境目奉行) 届書下書		子	10					E
3130	境目奉行届書	久保田城		10		境目奉行			E
3131	1 佐竹右京大夫願書	久保田城		10		佐竹右京大夫			B
3131	2 (書付)								
3132	境目奉行届書	久保田城		10		境目奉行			C
3133	境目奉行申達書	久保田城		11		境目奉行			D
3134	境目奉行届書	久保田城		11		境目奉行		ク	C
3135	境目奉行届書	久保田城		11		境目奉行			C
3136	佐竹右京大夫願書	久保田城		11		佐竹右京大夫		ク	B
3137	佐竹右京大夫願書	久保田城		11		佐竹右京大夫			B
3138	佐竹右京大夫願書	久保田城		11		佐竹右京大夫			B
3139	境目奉行申達書	久保田城		11		境目奉行			D
3140	(佐竹右京大夫) 願書下書	久保田城		11		(御名無御判)		ケ	B
3141	境目奉行届書	久保田城		11		境目奉行		ケ	C
3142	(佐竹右京大夫) 願書下書	久保田城		12		(御名無御判)			B
3144	佐竹右京大夫願書下書	久保田城	(文化元)	8		(御名無御判)		カ	B
3145	(佐竹右京大夫) 願書下書	久保田城				(御名)			B
3146	(佐竹右京大夫) 願書下書	久保田城				(御名無御判)			B
3147	境目奉行届書	久保田城		10		境目奉行		キ	E
3148	佐竹右京大夫願書下書	久保田城		11		(御名)		ク	B
3149	境目奉行届書	大館城		6		境目奉行			C
3151	大館城土居崩之覚下書	大館城		8		梅津喜七郎 羽石小七郎		コ	D'
3153	境目奉行申達書	大館城		9		境目奉行			D
3154	境目奉行届書	大館城		9		境目奉行			E
3155	佐竹右京大夫願書	大館城		2		佐竹右京大夫		サ	B *4
3156	佐竹右京大夫願書	大館城		9		佐竹右京大夫		サ	B
3157	境目奉行届書	大館城		9		境目奉行		サ	C
3158	佐竹右京大夫願書下書	大館城	(享保8)	11	1	(御名乗御居判)	水野和泉守 安藤対馬守 松平左近将監	シ	A *5
3159	佐竹右京大夫願書下書	大館城	(享保8)	11	1	(御名乗御居判)	戸田山城守	シ	A
3160	境目奉行届書	大館城		11		境目奉行			C
3161	佐竹右京大夫願書	大館城		11		佐竹右京大夫			B
3162	境目奉行届書	大館城	(寛政2)	11		境目奉行			C *6
3163	境目奉行届書	大館城		11		境目奉行			D
3164	佐竹左兵衛督願書	大館城		12	4	佐竹左兵衛督			B
3165	佐竹右京大夫願書	大館城		12	27	佐竹右京大夫			B
3166	境目奉行申達書控	大館城		8		境目奉行		コ	D
3167	大館城土居崩覚書	大館城	(文化12?)					ウ	D
3168	境目奉行届書	久保田城 大館城		11		境目奉行			E

整理番号	登録史料名	対象城郭	年	月	日	差出人	宛所	同一案件	様式分類
3169	境目奉行届書	大館城		9		境目奉行			E
3170	境目奉行届書	大館城		10		境目奉行			C
3171	佐竹徳寿丸願書	大館城		12		佐竹徳寿丸			B
3172	佐竹右京大夫願書下書	大館城		9	25	佐竹右京大夫	(充所老中連名)		A
3173	佐竹次郎願書	横手城		4		佐竹次郎			B
3175	境目奉行申達書	横手城		7	26	境目奉行			
3176	横手二ノ丸裏御門脇南方城土居崩所見分覚	横手城		7		小貫伊平次 鈴木卯兵衛			
3177	江戸留守居役連署状			8	24	安田敬蔵 田代左祀 田中伊織 平沢為八 中安主典 小介川武膳	益田治右衛門 藤本野内		
3178	佐竹徳寿丸願書	横手城		8		佐竹徳寿丸			B
3179	佐竹次郎願書	横手城		10		佐竹次郎			B
3180	境目奉行届書	久保田城		6		境目奉行			E
3181	境目奉行届書	横手城		8		境目奉行			E
3182	佐竹徳寿丸願書	横手城		8		佐竹徳寿丸			B
3183 1	横手城土居崩取調覚(縦帳)	横手城		8		割役 村井清右衛門 助書 石川官兵衛			
3183 2	横手城土居崩取調覚(縦帳)	横手城		8					
3184	江戸留守居役連署状	横手城		9	29	平沢為八 中安主典 小介川正左衛門	益田治右衛門 藤本野内		
3185	境目奉行届書	横手城		10		境目奉行		ス	C
3186	境目奉行届書	横手城		10		境目奉行			E
3187	佐竹次郎願書	横手城		10		佐竹次郎		ス	B
3188	境目奉行届書	横手城		8		境目奉行			C
3189	平山文一郎届書	横手城		10		平山文一郎			
3190	境目奉行申達書	横手城		10		境目奉行		セ	D
3191	境目奉行届書	横手城		10		境目奉行		ス	C
3192	境目奉行申達書	横手城		11	12	境目奉行		ソ	D
3193	境目奉行届書	横手城		11		境目方		ソ	E'
3194	佐竹徳寿丸願書	横手城		12		佐竹徳寿丸			B
3195	横手城土居崩御用状	横手城							
3196	境目奉行届書	横手城		10		境目奉行			E
3197	境目奉行申達書	久保田城 大館城 横手城		6		境目奉行		タ	D
3198	江戸留守居役御用状	久保田城 横手城		6					
3199	境目奉行届書	久保田城 大館城 横手城		6		境目奉行		タ	E
3200	境目奉行申達書	横手城		10		境目奉行		セ	D

*7

整理番号	登録史料名	対象城郭	年	月	日	差出人	宛所	同一案件	様式分類
3201	境目奉行申達書	久保田城 大館城 横手城		10		境目奉行			D
3203	境目奉行申達書	久保田城 横手城		12		境目奉行			D
3204 1	境目奉行申達書・届書下書	久保田城 大館城 横手城				境目奉行		タ	D
3204 2	境目奉行申達書下書 (断簡)	久保田城 大館城 横手城						タ	
3206	松平右京大夫家臣指紙		子	2	7	松平右京大夫内 藤崎佐助 大野弥八郎 関源八 山岡官太	佐竹右京大夫 留守居中	チ	
3207	御城御普請願書願済ニ付書付		(子)	2	12			チ	
3210	境目奉行申達書	久保田城 大館城		11		境目奉行			D
3211	境目奉行届書	久保田城		11		境目奉行			E
3212 1	境目奉行申達書			8					
3212 2	居城修復願に関する書付	久保田城							
3213	土居崩築直願ニ付奉書受取の書付			4	29				
3214	横手城修復箇所間数書(縦帳)	横手城							
3216	町田平治書状	久保田城?		8	5	町田平治	飯塚多仲 泉蔵人		

(一覧表掲載史料に関する注釈)

- *1 当館所蔵の寛政4年「出羽国秋田居城絵図」(守屋家資料:357-6013号、以下6013号と略記)と土居損壊に関する記載が一致するため、年代を寛政4年(1792)と比定した。これにあわせて、3115号・3116号・3118号文書も全て寛政4年のものとした。
- *2 土居損壊に関する記載が、『御亀鑑』江府の文化元年(1804)の記事と一致するため、年代を文化元年と比定した(『御亀鑑』4巻、江府(4)、54~56頁)。『御亀鑑』とは、秋田藩9代藩主佐竹義和の時代の事跡が記録された編纂史料である。なお、この時の土居損壊箇所は合計で53か所にも及んでいる。3123号・3124号・3144号文書も同様に文化元年のものと推測される。
- *3 発行月が9月から10月に訂正されている。3126号・3127号・3147号文書も同様である。
- *4 発行月は2月となっているが、表題中に「当七月中就甚雨」と記されている。発行月を除けば、3156号文書と同文であることから、9月の誤りではないかと考えられる。
- *5 3101号文書と発行日と宛所の老中名が一致しており、本文の文章や折紙を用いた様式も似ているため、享保8年(1723)のものである可能性が高い。なお、享保8年11月22日付で久保田城と大館城の修築許可を伝える2通の老中奉書写も秋田県公文書館に収蔵されている(県B-476号文書、県B-480号文書)。この老中奉書は差出人がいずれも水野和泉守、松平左近将監、安藤対馬守の3名であり、3101号・3158号文書にそれぞれ対応して発給されたものと考えられる。この点からも、3158号文書の発行年を享保8年に比定することができる。また3159号文書についても、3099号文書との間に発行日・宛所・様式等の共通性を見出せるため、発行年を享保8年と比定した。
- *6 当館所蔵の寛政2年「出羽国秋田領大館城絵図」(6019号)と土居損壊に関する記載が一致するため、発行年を寛政2年(1790)と比定した。
- *7 前出の寛政2年「出羽国秋田領大館城絵図」(6019号)の本丸南方に貼付された2枚の付札に、該当箇所の土居損壊規模が記されており、これと内容が一致する。ところが『御亀鑑』の記事によると、寛政2年に大館城で発生した土居損壊は絵図本紙に記された朱引の内容のみであり、付札に見られる土居損壊の記録は寛政2年以外のものであると考えられる(『御亀鑑』1巻、江府(1)、693~694頁)。

(^{のりさと}乗邑) はいずれも幕府老中である。従って 3101 号文書は、居城である久保田城（秋田居城：現・秋田県秋田市）の土居修築を幕府へ申請するために作成されたものである。

土居修築を申請するため藩主から老中へ宛てた文書は、この他にも 4 点確認できる。これらの史料をここでは様式 A の文書と呼ぶこととする。この様式 A には 3172 号文書を除きいずれも折紙が用いられており、文面に表題や一つ書は見られない。本文前半には、修補対象となる城郭の名称と土居が損壊した理由（○月中甚雨など）が明記され、その上で土居修築を申請する概ね定型の文言が認められている。

なお、9 代藩主佐竹義和の時代の事跡を記録した『御亀鑑』⁵⁾には、様式 A に類似した文書が引用されている。

一去秋中甚雨ニ付横手御城土居崩有之候付、御修補之儀以御連状被仰達、并御絵図御書付等被差出候、(中略)

出羽秋田領横手城去秋中甚雨付而土居壱ヶ所崩候、依之如元築直申度奉願候、委細注絵図差上申候、上所

御名

二月五日

御名乗御判

御老中御連名

ここでは、記事に引用された「御連状」と呼ばれる文書によって、秋田藩の支城である横手城（現・秋田県横手市）の修補申請が行われたのである。様式 A の史料の中でも、3101 号・3158 号文書のように宛名に複数の老中名を書き連ねたものが、『御亀鑑』に記された「御連状」に該当するものであると考えられる。

(2) 様式 B

続いて、発行年不明 10 月付の「佐竹右京大夫願書」(3128 号) を取り上げる。当館における現在の登録史料名は、先程の様式 A の文書と同じく「願書」となっているが、様式は大きく異なるため、こちらを様式 B と呼び区別する。

【3128 号】

出羽国秋田居城当五月中甚雨ニ付土居崩之覚

一本丸東方土居壱ヶ所
一二丸東方土居式ヶ所
一同帯曲輪北方土居式ヶ所
一三丸東方土居式ヶ所

右絵図朱引之通土居崩申候間、以連々如元築直申度奉願候、以上

十月

佐竹右京大夫

差出人は様式 A と同じく藩主であるが、宛所は記されていない。また、様式 A には見られなかった表題と一つ書が記されている。表題に記されているのは、修補対象となる城郭の名称と土居が損壊した理由であり、先程の様式 A では本文中に書かれていた内容である。また、表題に続く一つ書には、土居損壊が確認できる場所（曲輪名と方角）と損壊件数が記載されている。そして最後は、修築を申請する文言で締めくくっている。

様式 B の文書は、城郭修補絵図に記載されている願書（末書）に類似しているが（図 1）、表題や一つ書の文言が若干異なっている。形式・文言共に様式 B の文書と一致するものは、先程と同様に『御亀鑑』の中に確認することができる⁶⁾。

一秋田 御居城去秋中甚雨ニ付土居崩有之付、御修補之儀以御連状被仰達、并御絵図御書付等被指出候、今夕御用番松平伊豆守殿江御留守居小林与惣致持参、(中略)

右御絵図江被添置候御書付左之通

出羽国秋田居城去秋中甚雨ニ而土居崩之覚

一二丸南方土居壱ヶ所

一同帯曲輪北方土居壱ヶ所

一三丸八幡社後北方土居壱ヶ所

右三ヶ所以連々如元築直申度奉願候、

以上

三月

御名

記事に引用された「御書付」は、城郭修補願絵図に添えて幕府へ提出されたことが分かるが、様式 B の史料がこれに該当するものであると考えられる。

なお守屋家資料の中には、次のような様式の文書も確認できる。

【3100 号】

出羽国秋田居城当六月中甚雨ニ付而土居崩

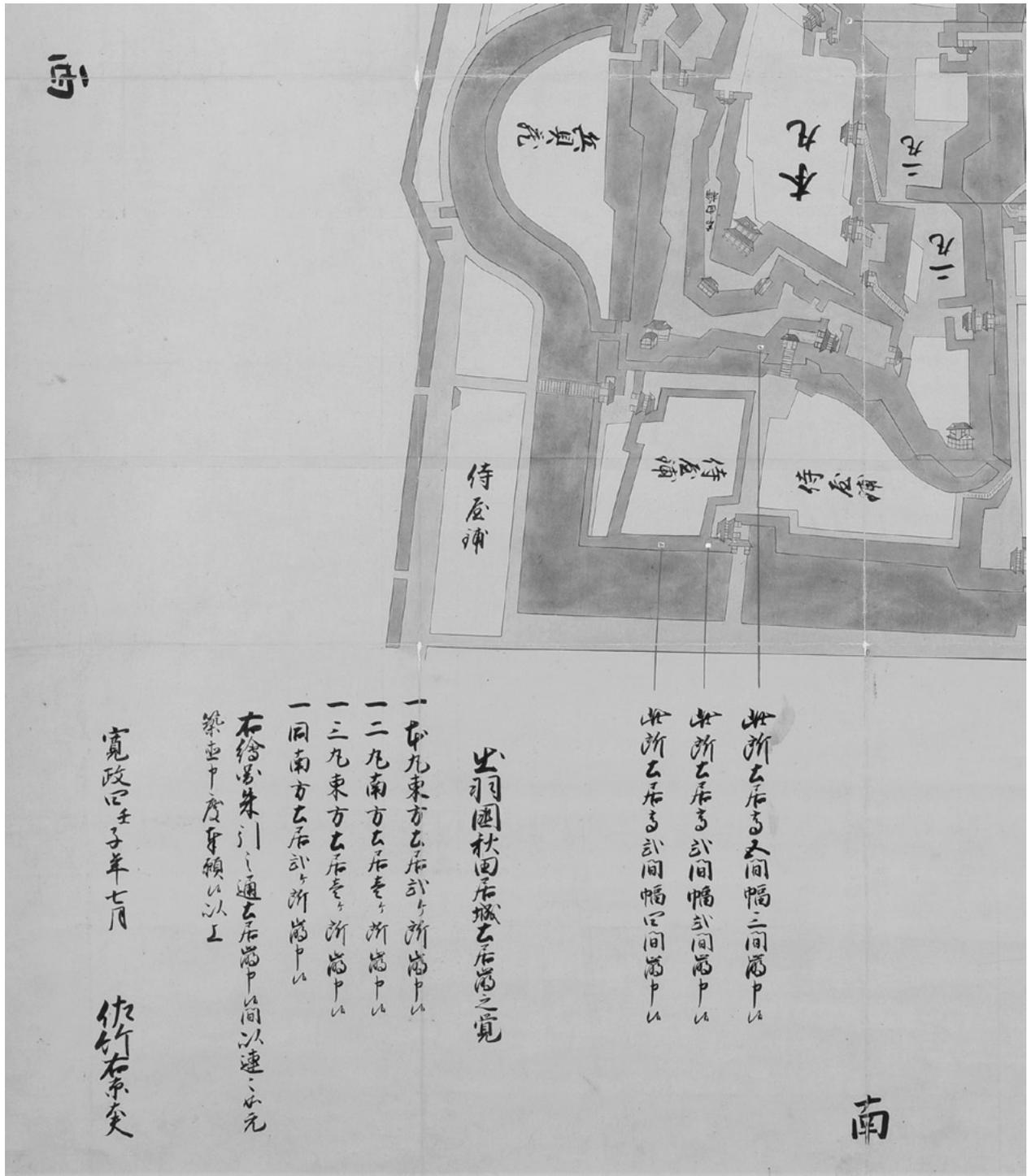


図1 寛政4年(1792)「出羽国秋田居城絵図」(守屋家資料:357-6013号)の部分写真
 左下に様式Bの文書に類似した願書(末書)が記載されている。
 また、二ノ丸南方と三ノ丸南方の土居損壊地点(計3か所)が朱引で示されており、
 それぞれの損壊規模(高さとの間数)が明記されている。

之覚

一本丸南之方土居崩幅四間、高五間式尺、深四尺

一本丸ヨリ西之方帯曲輪土居崩幅七間、高屏際ヨリ拾貳間、深四尺

一本丸ヨリ北之方帯曲輪土居崩幅四間、高水際ヨリ八間、深三尺

(中略)

右土居五箇所朱引之通堀江崩入候、如元築直申度奉願候、以上

享保八癸卯年

九月

佐竹右京大夫

同様の様式の史料は他に2点あるが、いずれも享保年間の年号が記載されている。一見すると様式Bと似ているが、一つ書の部分が異なる。土居損壊について、損壊が確認できる場所と損壊の規模を一件ずつ明記している。その点は、後述する様式Cと共通する特色を見出せる。この3点の史料については、様式B'と呼ぶこととする。

この様式B'は、B・Cの文書様式が確立・分化する以前、すなわち享保年間頃までに用いられ、以後この様式の文書は作成されなかったものと推測される。もっとも、様式B'については事例が少なく、加えて「土居崩」文書全体についても年代不明のものが多いため、安易に結論付けることはできないが、以上の様な仮説を提示しておきたい。

(3) 様式C

ここまで紹介した史料はいずれも藩主が差出人であったが、これ以降取り上げる史料は、差出人が境目奉行であるものが大半となっている。秋田藩では、藩境相論や藩境の管理などを担当する機関として境目方が設置されていたが⁷⁾、この境目方を統括していたのが境目奉行である。境目方は一方で国絵図や城絵図の作成にも携わっており⁸⁾、そのため城郭修補願絵図作成に関わる「土居崩」文書の中にも、境目方の作成によるものが多数含まれている。

次の史料は、「境目奉行届書」という名称で登録されているものである。以下のような形式の史料を様式Cに分類した。なお、この時に土居損壊

が発生したのは、支城の大館城（現・秋田県大館市）である。

【3149号】

大館御城土居崩之覚

一本丸北方高拾壹間式尺、幅五間、深三尺

一同北方高五尺、幅貳間三尺、深四尺

一同西方高貳間半、幅六間、深五尺

右之通御座候、高幅前度之通御絵図江相調候得共、若深御用御座候哉と書付差遣申候、以上

六月

御境目奉行

様式Cの史料も表題から始まるが、様式Bの表題と比べてかなり簡潔な文言である。一つ書では、先程紹介した様式B'と同様に、土居損壊が確認できる場所（曲輪名と方角）に続けて損壊の規模（高さ、幅、深さ）が一件ずつ明記されている。そしてその後続く本文は、修補願絵図作成に関わる伝達事項である。「土居損壊箇所の高さとは幅についてはこれまで通り絵図へ記入したが、深さについても必要かもしれないのでこの文書に記した」という伝達事項が、定型文のように必ず記されていることが特徴である。

なお当館所蔵の城郭修補願絵図では、土居損壊箇所の深さが記されているものが2点確認できるが、いずれも享保年間以前のものである⁹⁾。享保末期になると損壊箇所の深さが絵図に記されることはなかったと考えられ、図1で確認できるように、高さのみが朱引で記されている。

(4) 様式D

次に取り上げる様式Dの史料も、境目奉行が差出人となっている。現状の史料名は「境目奉行申達書」と「境目奉行届書」が混在しているが、様式Cとの混同を避ける上でも「申達書」に統一する必要性を感じる。他の様式と異なり長文になる史料が多く、細かく込み入った内容にまで言及しているため、詳細の分析については別の機会に譲りたい。本稿では以下の2点の史料を中心に、論点を絞って検討を進めたいと思う。

【3119号】

覚

一御居城土居崩御絵図三枚、已然之通仕裁置、

公儀江被指上候御絵図并御用番御老中江被指出候御絵図、崩処斗星付指遣候間、前度之通於其元朱引字付御末書為御調可被成候、御控絵図壹枚、崩処朱引字付御末書相調指遣候

内壹枚 公儀江被指上候分

但船廻大施袋入

内壹枚 御用番御老中江

但右同断

同壹枚 御控御絵図

但右同断

(中略)

一御本絵図江は御居判有之候

一御注書江は御判無之候

一御絵図袋之儀は、寛政三亥年言上被成置候大館御城土居崩御例ニ随御仕立指遣候

一御三城共御門前々より指而名無之趣被仰達字付無之候間、若御吟味候ハ、可被仰達候、以上

七月 御境目奉行

【3108号】

覚

大館 御城土居崩御本図御下絵図壹枚、仕裁指遣候間、享和元酉年被相改候通、公儀江被差上候御絵図并御用番御老中江被指上候御絵図、於其表御仕裁可被成候

一以前之通御控御絵図江朱引字付御末書相調遣候間、言上相濟候ハ、可被指下候、尤御振合違候処有之候ハ、其所被相印可被差下候

一御本絵図江は御居判有之候御例ニ候得共、御幼年故於其表御評議可被成候

一御注書江は御判無之候御先例ニ候

(中略)

一御門前々より為指名無之、若御吟味候ハ、可被仰達候

一崩処高幅御絵図江相印、深サ以前より印不申候へ共、若御入用も難斗ニ付別紙間数書江相調遣申候、以上

(文化十二年カ)

十月 御境目奉行

このように様式Dの文書では、幕府へ提出する修補願絵図の記載内容や様式等に関して、過去の修補申請の先例を根拠として挙げながら細かな依

頼や連絡事項が述べられている。

最初にあげた3119号文書では寛政3年(1791)の先例について言及されており、2点目の3108号文書では享和元年(1801)の先例が取り上げられている。このことから前者の3119号文書の方が古い年代に作成されたものであると推測される。なお後者の3108号文書の裏面には、「文化十二年乙亥七月」と書かれた紙片が貼付されており、文化12年(1815)に発行された可能性があるものの、月が異なる点に疑問が残るため断定はし兼ねる。

さて、様式Dの史料中には「仕裁」という用語が頻出しており、上記の3119号・3108号文書においても冒頭部分に見出すことができる。「仕裁」は現時点では他に用例を確認することができず、聞き慣れない用語である。しかし、同じく様式Dに分類できる3163号文書の冒頭に、「大館 御城土居崩御絵図三枚以前之通仕立置」と書かれていることを踏まえれば、「仕裁」は「仕立」と同義語であると考えられる。すなわち、絵図を仕立てる、仕上げるといった意味であるに違いない。秋田藩では境目奉行の指導の下、境目方において城郭修補願絵図が作成されていたことを、改めて再確認することができる。

ここで注目したいのは、境目方で作成された修補願絵図の枚数と種類である。3119号文書によると、土居修築を申請する絵図が3枚作成されていることが分かる。すなわち、幕府提出用の絵図(清絵図)、老中提出用の絵図、そして藩側の手元に残す控絵図の3枚である。このうち控絵図には、朱引・字付(曲輪等の名称のことか)・末書(願書)などを境目方が全て記載していた。残る幕府提出用清絵図と老中提出用絵図については、星付(損壊箇所を示す目印か)のみを境目方で記し、朱引・字付・末書については「其元」で書き込むように依頼している。

この点は以前、拙稿で指摘した内容であるが¹⁰⁾、享保年間を境として、修補願絵図の清絵図には朱引を記さずに国元から江戸へ送り、江戸において朱引を清書するようになったと考えられている。加えてこの「土居崩」文書の中には、3129-1号・3177号・3184号・3198号文書など、絵図の作成・

表2 守屋家資料所収の「土居崩」文書（様式DおよびD'）

(凡例)

- ・表1で分類した様式Dと様式D'の文書のみを抽出している。通し番号1（3151号文書）のみが様式D'、その他は全て様式Dの文書である。
- ・史料本文中で言及された先例の年代を参考にして、推定される年代順に配列した。
- ・「同一案件」の欄の記号も表1と共通の記号であるが、表2内部で組み合わせが成立するものだけを表示している。

	整理番号	登録史料名	対象城郭	境目方の仕裁絵図	年	月	日	本文中で言及された先例の年代（直近の案件のみ）	同一案件
1	3151	大館城土居崩之覚下書	大館城	3枚		8		延享3年（1746）	コ
2	3166	境目奉行申達書控	大館城	3枚		8		延享3年（1746）	コ
3	3163	境目奉行届書	大館城	3枚		11		寛政元年（1789）	
4	3119	境目奉行届書	久保田城	3枚		7		寛政3年（1791）	
5	3139	境目奉行申達書	久保田城	3枚		11		寛政4年（1792）	
6	3203	境目奉行申達書	久保田城 横手城	3枚×2		12		寛政4年（1792）	
7	3204-1	境目奉行申達書・届書下書	久保田城 大館城 横手城	3枚×3				寛政4年（1792）	タ *1
8	3197	境目奉行申達書	久保田城 大館城 横手城	3枚×3		6		寛政7年（1795）	タ
9	3201	境目奉行申達書	久保田城 大館城 横手城	3枚×3		10		寛政7年（1795）	
10	3123	境目奉行申達書	久保田城	2枚	（文化元年？）	8		（西年）	カ
11	3124	境目奉行申達書	久保田城	2枚	（文化元年？）	8		（西年）	カ
12	3108	境目奉行申達書	大館城	1枚	（文化12年？）	10		享和元年（1801）	ウ
13	3167	大館城土居崩覚書	大館城	1枚	（文化12年？）			享和元年（1801）	ウ
14	3192	境目奉行申達書	横手城	1枚		11	12	文化元年（1804）	
15	3190	境目奉行申達書	横手城	1枚		10		文政元年（1818）	セ
16	3200	境目奉行申達書	横手城	1枚		10		文政元年（1818）	セ
17	3153	境目奉行申達書	大館城	1枚		9		天保2年（1831）	
18	3133	境目奉行申達書	久保田城	1枚		11		天保2年（1831）	
19	3210	境目奉行申達書	久保田城 大館城	1枚×2		11		天保3年（1832）	
20	3112	境目奉行届書	久保田城	1枚		11		天保4年（1833）	
21	3113	境目奉行届書	久保田城	1枚		6		天保10年（1839）	
22	3127	境目奉行申達書	久保田城	1枚		10		（昨年）	

(一覧表掲載史料に関する注釈)

- *1 3204-1号文書は3197号文書の下書であると考えられるが、後半部分が欠落しており、寛政7年（1795）の先例に関する記載は見られない。なお、表1に掲載している3204-2号文書がその欠落した後半部分の一部であると推測され、こちらには寛政7年の先例について記述されている。

提出に関する江戸留守居からの書状も確認できる。以上のことから、3119号文書で境目方から連絡事項等を伝えている「其元」とは、江戸藩邸にいた留守居であったと考えられる。従って、未完成ではあるものの、清絵図と老中提出用絵図を含めた3枚の絵図を境目方で作成し、それを江戸まで送っていたことが分かる。

ところがもう一方の3108号文書によると、境目方で作成していたのは「御本図御下絵図壺枚」のみであり、清絵図や老中提出用絵図については「享和元酉年」に改められた通り、「其表」すなわち江戸藩邸での作成を依頼しているのである。ただし、この史料は多少読み取りにくい。例えば「御本図御下絵図壺枚」とは、本図と下絵図を併記しているのではなく、後述する様式Eの内容などを踏まえても「本図の下絵図一枚」と解釈すべきであろう。また本文中で、「御下絵図」と「御控御絵図」という名称を使い分けているため、一見するとそれぞれ別の絵図を指し示しているようにも感じられるが、史料を読んだ限りでは2種類の絵図を境目方で用意していたことは思えず、同一の絵図であると見なすべきであろう。そのように解釈すると、下絵図と控絵図という異なる意味を持つはずの用語が、当時は混同して用いられていたことが伺えるのかもしれない。

以上のように紛らわしい部分もあるため、慎重に解釈すべきではあるが、境目方で作成した修補願絵図の枚数や種類が、3119号文書と3108号文書が出された時期でそれぞれ異なっていたことは明らかである。そして、その変更のきっかけが享和元年(1801)に起こったことも読み取れる。

この点を踏まえて、様式Dの史料全体を整理してみたいと思う。なお3151号文書については、様式Dの下書に続けて、様式B・Cの下書も連続して記されているため、様式D'に分類した。この様式DおよびD'の史料について、本文中で言及されている先例の年代などを参考にして、推定される年代順に並び替えたものが表2である。表2で注目してもらいたいの、境目方が作成して江戸へ送付した絵図の枚数である。この点について始めに指摘しておかなければいけないのが、3123号および3124号文書である。いずれも文化

元年(1804)に出されたと推測されるものだが、この時は久保田城の土居損壊箇所が数十か所にも及んだため、修補願絵図も2枚に分割して作成・提出するという極めて異例の事態となった。従って、この場合は絵図2枚で1点の修補願絵図を構成することとなるため、事実上は絵図1枚と解釈しても差し支えないだろう。

以上の点を確認した上で改めて表2を見ると、寛政年間までの先例が言及されている前半9点の史料では、境目方で作成された修補願絵図が一城郭につき3枚であることが分かる。内訳はいずれも、清絵図・老中提出用絵図・控絵図である。それに対して、文化元年以降に発行されたと推測される残りの史料によると、境目方で作成された修補願絵図は「御本図御下絵図」のみであり、いずれも一城郭につき1枚(1点)となっている。

境目方が作成・提出すべき絵図の枚数が改められた理由は不明である。しかし、その方針が享和元年に示されたことと、その方針が以後徹底されたことは明らかなようである。

(5) 様式E

最後に取り上げるのが、様式Eに分類した目録形式の史料である。これも現状の史料名が様式Cと同じく「境目奉行届書」となっているため、名称の見直しが今後必要となるだろう。

【3181号】

覚	
一横手御城御控御絵図	壺枚
一御注書	壺通
一間数書付	壺通
一覚書	壺通

右之通御座候、以上

八月

御境目奉行

原則として目録に記載されているものは、控絵図・御注書・間数書付・覚書の4種類であり、それぞれ1枚(1通)ずつである。ただし、複数の城郭の修補を同時に申請している場合もあるため、その場合は城郭数に応じて控絵図・御注書・間数書付の数も増えることとなるが、覚書は常に1通である。城絵図については、上記の通り控絵図であることが明記されている点に注目すべきで

あろう。

しかしその一方、3129-2号文書では、控絵図1枚ではなく「御本城御絵図 三枚」が目録に記載されている。前節で触れたように、境目方で作成する修補願絵図は、享和元年（1801）に3枚一組から下絵図（控絵図）1枚のみへと改められている。そのことを踏まえれば、3129-2号文書は享和元年よりも前に発行されたものであると考えられる。

なお3193号文書も目録形式ではあるが、目録記載の絵図や書類が他とはかなり異なり、特殊なケースであったことが伺えるため、他の史料とは区別して様式E'とした。

2 各様式の機能や位置付けについて

－様式Eを基点とした考察－

前章において、守屋家資料に見られる「土居崩」文書を代表的な5つの様式に分類し、それぞれの特色を紹介した。これら異なる様式の「土居崩」文書が守屋家資料の中でまとまって伝存していた経緯などを考えれば、相互に関連があったであろうことは容易に想像できる。さらに、共通する土居損壊の案件を扱っている史料を何組も確認できることも、このことを物語っている。そこで本章では、各様式の関連性について考察することで、それぞれの機能や位置付けについて可能な限り明らかにしてみたい。

分析を進める上で基点となるのが、前章で最後に紹介した様式Eの史料である。目録形式となる様式Eの史料には、城郭修補願絵図をはじめとする境目奉行からの提出書類が列挙されている。様式Eにも宛所は明記されていないが、絵図や関係書類を添付したこの目録は、最終的には江戸藩邸の留守居のもとへ届けられたものと推測される。先程も述べた通り、幕府へ提出する清絵図ならびに老中提出用の絵図については、江戸で仕上げられることになっていたため、そのために必要な下絵図（控絵図）や関係書類は当然江戸へ送付する必要があった。加えて、修補願絵図作成に係る幕府への問合せやその後の絵図提出、ならびに修補許可書にあたる老中奉書の受け取りなどにおいて、江戸留守居が窓口となっていたことなどを考

えても¹¹⁾、様式Eの目録が江戸へ届けられたことは間違いのないであろう。

では、様式Eに列挙されている御注書・間数書付・覚書とは、それぞれどの様式の「土居崩」文書に該当するのだろうか。まず真っ先に想起されるのが、土居損壊の規模を具体的な数値、すなわち間数で記録している様式Cの史料である。実際、様式Cに分類される3185号文書と3191号文書の包紙には、「間数書」と書かれていることを確認できる（図2）。したがって、様式Cの史料は間数書付に該当する。

次に御注書であるが、これも現存する史料の包紙から確認することができる。具体的には、3171号文書と3182号文書の包紙に「御注書」と書かれている事例を見出せる（図3）。2点とも様式Bに分類される史料であることから、藩主名で発行された様式Bが御注書と呼ばれていたと考えることができる。なお、前章の（4）節で引用した様式Dの史料本文の中には、御注書に関する連絡事項（御注書には藩主の花押は不要である、ということ）が記されていることも、ここで補足しておく。

残る覚書については、修補願絵図の記載内容や様式等について境目奉行が伝達した様式Dの史料が該当すると考えられる。史料に記載されている内容を考えても、境目方が作成した絵図に添付されるべき文書である。また、様式Dの史料はいずれも「覚」の一字の表題から書き始められており、その点からも覚書と呼ばれていたと判断して良いだろう。

以上のことから、境目方で作成された城郭修補願絵図には、様式B（御注書）・様式C（間数書付）・様式D（覚書）・様式E（目録）が添付されて留守居のいる江戸藩邸へ送付されたこととなる。このうちの様式Cと様式Dについては、幕府へ提出する清絵図と老中提出用絵図を仕上げる際の参考資料として、江戸藩邸において活用されたものと考えられる。これに対して様式Bは、藩主名で発行された城郭修築を申請する内容の文書であるため、江戸藩邸にいる留守居の手を経て幕府老中へ提出されたこととなる。そのことは、前章（2）節で引用した『御亀鑑』の記事の通りである¹²⁾。

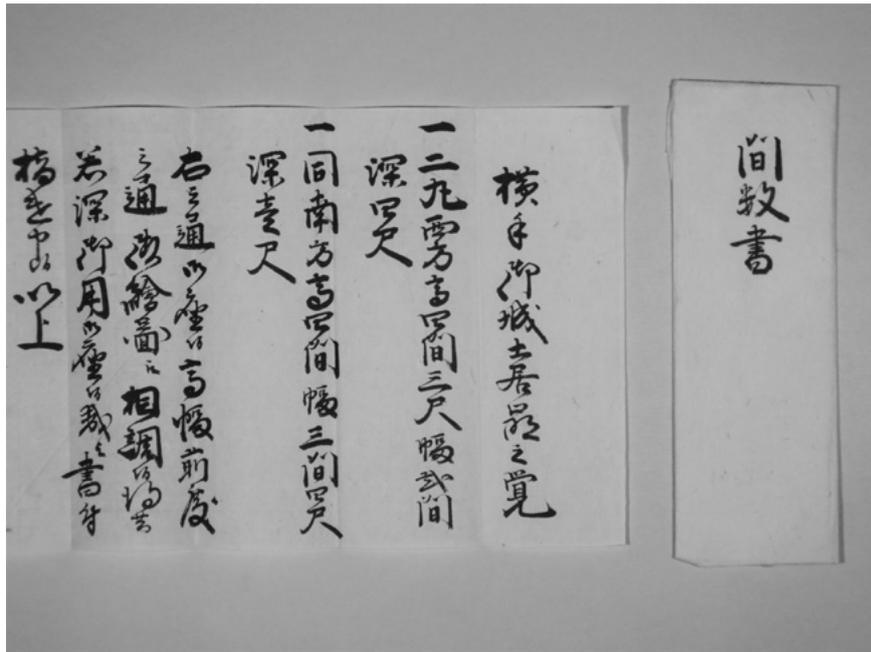


図2 「間数書」と書かれた3185号文書の包紙（右）と本紙の一部

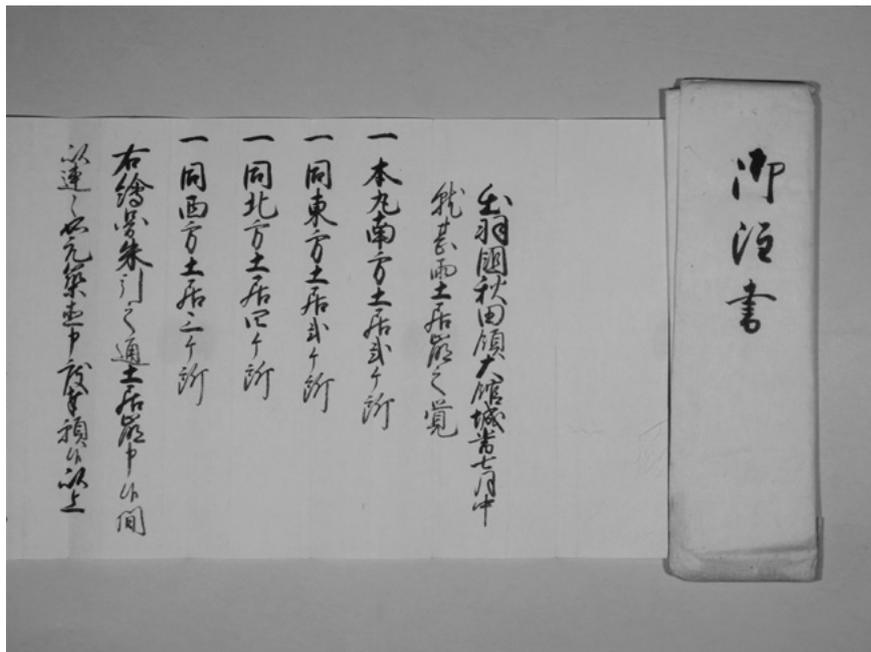


図3 「御注書」と書かれた3171号文書の包紙（右）と本紙の一部

さて、この様に結論付けた上で検討しなければいけないことは、唯一残された様式Aの位置付けである。藩主名で発行された願書である様式Aの文書も、城郭修補申請にあたり幕府へ提出されたはずであるが、なぜ様式E（目録）への記載がないのであろうか。同じく藩主名で発行された様式Bは、目録に掲載されているのである。

この点で手がかりになるのが、前章（1）節で

引用した『御亀鑑』の記事である。繰り返しのなるが、必要な文言のみ抜粋して再度掲載する。

一（前略）御修補之儀以御連状被仰達、并御絵図御書付等被差出候、（後略）

なお、前章（2）節で引用した『御亀鑑』の記事の中にも、これとほぼ同じ文言を見出せる。先程も指摘した通り、「御連状」が様式Aの願書、「御書付」が様式Bの願書（御注書）に該当する。

両者ともに、同日に留守居から幕府老中へ提出されていることは間違いない。しかしここで気になるのが、「御連状」によって城郭修補を願い出たことと、「御絵図御書付」を差し出したことが、「^{ならびに}井」の一字で区切られて表記されていることである。つまり藩の側でも、様式Aによる修補申請と、絵図と様式Bの提出とを、明確に区別して捉えていたのではないかと推測される。言い換えれば、様式Aの願書は絵図と同格に位置づけられる申請書類であったのに対し、様式Bの御注書はあくまでも絵図の添付書類という捉え方であったのではないだろうか。様式Bと異なり、様式Aには宛所として老中の名前が明記されただけでなく、実際の発給文書には藩主の花押が据えられていたことなども、文書としての両者の位置付けの違いを示していると言える。

従って様式Eの目録には、絵図の添付文書（様式B）や絵図作成上必要な事務連絡文書（様式C・D）が掲載されたと解釈すべきであり、絵図と同格の申請書類である願書（様式A）はその対象外であったと考えられる。

おわりに

以上、守屋家資料の中にある「土居崩」文書について、主要な様式に分類する作業を通じて分析を試みた。改めて史料を再整理する機会となり、またその整理作業を通じて史料自体を再評価することもできたと感じている。特に、各様式の史料の役割や相互の結び付き、さらに絵図との関連性などについて検証を進めることができた点は、一定の成果につながったのではないかと思う。

その一方で、史料の様式や形態に着目することへ比重を置いたため、肝心の内容の分析が疎かになってしまったことは否定できない。例えば、修補申請や絵図作成にあたり、いかなることが境目方において問題視されていて、それらをどのように改善・克服していったのか、といった点についてはほとんど踏み込めなかった。この点の究明にあたっては、様式Dに分類した境目奉行申達書(覚書)を精査することが不可欠な作業となるが、今後の研究課題の一つとしたい。

注

- 1) 守屋家資料の一部については目録が完成しているが（秋田県立博物館『収蔵資料目録』歴史Ⅱ、1981年）、残りの大半の資料については現在も整理作業が続けられている。この点に関しては、畑中康博「守屋家資料の整理－秋田県立博物館友の会 古文書整理ボランティアの発足と共に－」（『秋田県立博物館研究報告』40号、2015年）を参照のこと。
- 2) 畑中氏前掲論文（注1）、99頁。
- 3) 黒川陽介「守屋家資料の城郭修補願絵図－秋田藩における修補申請の実態－」（『秋田県立博物館研究報告』47号、2022年）。
- 4) 資料目録については注1を参照のこと。
- 5) 『御亀鑑』1巻、江府（1）、秋田県教育委員会、1988年（以下、『御亀鑑』江1などと略記）、573頁。引用記事は寛政2年（1790）のものである。
- 6) 『御亀鑑』江2、350～351頁。引用記事は寛政6年（1794）のものである。
- 7) 加藤昌宏「秋田藩における境目方支配」（『秋田県公文書館研究紀要』4号、1998年）。
- 8) 新堀道生「国絵図と藩政－秋田藩を事例に－」（『秋田県立博物館研究報告』31号、2006年）。
- 9) 元禄16年（1703）「出羽国秋田居城絵図」（357-6010号）、ならびに享保13年（1728）「出羽国秋田居城絵図」（357-6011号）。黒川前掲論文（注3）を参照のこと。
- 10) 黒川前掲論文（注3）。
- 11) 黒川前掲論文（注3）。なお、江戸留守居が絵図や関係書類を老中へ提出した事例は、『御亀鑑』の記事（注5・6）を参照のこと。また、老中奉書を受理した事例についても、『御亀鑑』江2、360頁などで確認できる。
- 12) さらに、様式Bの3105文書の包紙に次の文言が記載されていることも加えて紹介する。
「文政十二年丑三月十六日御用番御老中青山下野守殿江御留守居田代新右衛門を以、被指出候御城土居崩御願書写」